

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
経営支援課	地方創生起業支援事業費補助、信用保証事業支援費補助、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、中小企業被災資産復旧事業費補助、次世代経営者育成事業費補助、 <u>地域企業経営支援金支給事業費補助</u> 、事業継続伴走型支援事業費補助（岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会及び公益財団法人いわて産業振興センターに係る補助金に限る。）、小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助、中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助	経営支援課	地方創生起業支援事業費補助、信用保証事業支援費補助、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給、中小企業災害復旧資金保証料補給補助、中小企業東日本大震災復興資金保証料補給補助、新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助、商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、中小企業連携組織対策事業費補助、中小企業被災資産復旧事業費補助、次世代経営者育成事業費補助、 <u>中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費補助</u> 、事業継続伴走型支援事業費補助（岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会及び公益財団法人いわて産業振興センターに係る補助金に限る。）、小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助、中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助、中小企業等復旧・復興支援事業費補助、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助及び高度化資金貸付事業費補助
[略]		[略]	
観光・プロモーション室	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、旅館等耐震改修利子補給補助、三陸観光バス運行支援事業費補助、観光バス等旅行商品造成支援事業費補助、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金及び貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費補助	観光・プロモーション室	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、旅館等耐震改修利子補給補助、三陸観光バス運行支援事業費補助、観光バス等旅行商品造成支援事業費補助、 <u>インバウンドプロモーション支援事業費補助</u> 、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金及び貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費補助

備考 改正部分は、下線の部分である。